

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書（２回目）

- 1 国の緊急事態宣言解除後も新型コロナウイルスとの長期戦が避けられない状況の中、一日でも早く、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻すため、市民生活や事業者の実態把握に努め、不急事業の見直し等により捻出した財源を基に、地域の実情に応じた効果的な支援策の実施・拡充を図ること。
- 2 有効な治療法やワクチンの開発がいまだ実現していない中、感染拡大の第2波、第3波の可能性に備え、公共サービスに支障が生じないよう対策を早急に講ずるとともに、「新しい生活様式」の確立に向けた取組を進めること。併せて、医療・介護・障害者施設等の環境整備に対する支援の充実を図ること。